

高齢者虐待に関する用語について

- 1 高齢者
65歳以上の者（高齢者虐待防止法第2条1項）
- 2 養護者
「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」（同法第2条第2項）とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられている。
- 3 養介護施設従事者等
養介護施設または養介護事業の業務に従事する者
 - 養介護施設
 - ・老人福祉法に規定する老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム
 - ・介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター
 - 養介護事業
 - ・老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業
 - ・介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業
- 4 虐待の種別（「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

区 分	内 容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。